

法典としての統一商事法典

野 口 明 宏

はじめに

米国の商法は何世紀もの間、州間を除く地方取引だけでなく、国際取引においてさえ、予測可能な結果をもたらす法律が切望されていた。1950年代の商法は、古くからの夢、つまり統一性と确实性の実現を必要としていた。統一商事法典の制定は、この夢を実現させる大きい端緒になるものと期待された。統一商事法典の主たる起草者、カール・ルウェリンは、同法典に対して広大な熱意を抱いていた。統一商事法典は、経済界の法的問題に対する回答でもあった。本稿においては、統一商事法典がどれだけ确实性と統一性という古くからの夢を実現しえたのか、および統一商事法典がヨーロッパ大陸法上の法典といえるか否かの問題を考察することにしてしよう。

アメリカ法律協会（ABA）委員会は統一性を目標とし、動産の売買を扱うすべての法律に関する優先権を連邦政府に与え、実現させようとした。1922年、アメリカ法律協会委員会は、連邦売買法草案を作成した。それは、厳密に統一売買法にならって作成され、約三十州が採択した。ルウェリンの専門は、商法、とくに売買法と流通証券法であった。

彼は売買に関する研究に取り組み、統一売買法にかなり幻滅を感じていた。提案された連邦売買法は、統一売買法の改正を促進する手段と考えた。彼は疑いなく、統一性が、この法律の制定によって達成しうる事実は無頓着でなく、当時、統一性にもとづく改正を強調するように見えた。

ルウェリンは、自己の見解に適合させるため改正しようとした、連邦売買法の制定作業に深く関与することになった。連邦売買法の最終版は、統一売買法と著しく類似していたため、ルウェリンを失望させたものの、

1937年、連邦売買法案が最終的に連邦議会に提出された際に、彼は同法案を強く支持した。統一性をもたらす法律と宣伝された連邦売買法案は、アメリカ法律家協会や、多数の連邦議会議員の支持を得た。しかし、当時、州の支配のもとで私法を管理することに熱心であった統一法委員会全国会議は、連邦売買法案に強く反対した。連邦売買法案は、統一法委員会が真に統一売買法を統一させる方針に沿って改正すると約束した時点で、取り下げられた。

ルウェリンは統一法委員会から、報告者への就任を要請され、彼は熱意をもって、報告者の任務を引き受けた。これによって、彼は個人間の商取引の法について、多くの法域が異なる見解を有する米国内に、一律に適用される商法を州レベルで作成する、膨大な任務に取り組むことになった。この目標は、どのようにしてなし遂げられたのか。ルウェリンの回答は、疑いなく法典編纂であった。

1. 商法の法典化

ルウェリンは、統一商事法典の起草方法を説明する際に、法典編纂という術語の使用を意識的に回避していた。法典編纂は、アメリカの法律家にとって不快な響きがある。米国の法律家は、法典では正確な表現が十分にできない、もしくはコモン・ローの役割を十分発揮させるのに、法典では柔軟性を欠くと考えるように教育、訓練を受けた。米国法律家の本能的な敵対姿勢は、綿密な法典起草の試みが不十分であれば、一層顕著になった¹⁾。それゆえ、ルウェリンが商法を成文化する意思を公表していれば、統一商事法典は、おそらく編纂半ばで挫折したであろう。法典編纂の術語を意識的に回避した理由は、政治的なものであった。

しかし、ルウェリンは新しい統一商事法典を編纂する際に、法典体系を選んだのはほぼ確実である。なぜなら、彼はコモン・ローの方法が、商取引界で行き詰まると予測していたからである。そのことはすでに、グラン

ト・ギルモアが指摘していた。すなわち、公表された事件の数が、浜辺の砂粒のようになった時、先例重視の判例法制度は、機能しないか、動かすことが困難になる。百年前の弁護士は、その専門的活動の中で、英米双方で、判例法全体に精通しうようになり、そして多くは精通していた。どの分野でも、有能な弁護士は、入手できる判例すべてを簡単に習得できた。米国では、最高の弁護士でさえ、狭い分野でも、判例の習得を要求されて以来、長い期間が経過している。審理する事件とかなり関係のある過去の二三の事件だけでなく、何十もの事件を引用することが可能であり、それらの多くは、事実関係が区別できないほど類似し、無秩序に判決されていれば、裁判所はどのように対応するのか²⁾。

統一法委員会は、この疑問に対する回答が可能と考えた。その回答とは、商法に関係する一連の統一法を定め、それによって、統一性と確実性を一挙に解決しようとするものであった。この方法は推進されたけれども、結局失敗に終わった。その失敗について、多くの原因を指摘できる。最も重要な原因は、統一法が十分に機先を制し、包括的でなかった事実にあった。新しい商法のほとんどは、コモン・ローの単なる言明より多くの条文を擁することを意図しなかった。そのため、最初から新商事制定法が、混乱の中で発達したコモン・ローに取って代わるのは、ふさわしくないことが明らかであった。

これに反して、商事制定法は、裁判所に巧みな処理を可能にする、より権威ある一連のルールを提供して、いくつかの場面で混乱を増幅させた。しかし、それらの法律が、機先を制したとしても、統一性という目標は達成しえなかった。それは、一部の州による商法の制定が散発的で、一様でなかったからである。

たとえば、その法律公布後五十年で、三六州のみが、一括法案中の最重要法と称する、統一売買法を制定した。統一トラスト・レシート（輸入担保荷物保管証）法のような、他の一括法案中の法律は、放置状態であっ

た。このような法律ごと、もしくは州ごとの方法は、統一性を獲得するには、明らかに緩慢で不確実な方法であった。

このような統一性獲得の失敗は、さまざまな法律の成立が、単一の一括法案の採択を企てさえすれば、達成しうるのではという疑念を抱かせた。統一法委員会のある委員は、つぎのような意見をくり返し述べた。すなわち、商法を最新のものにし、四三もの多数の州が通過させ、それら法域の統一法になる壮大な統一商事法典は、作成が困難なのであろうか³⁾。

しかし、この見解はその目標を見落としていた。この見解を述べた委員は、誤ってつぎのように考えた。つまり、州のすべてが、統一商事法の一括法案を通過させれば、その時点で統一性の問題は、解決されるであろう。この委員は、統一流通証券法のもたらした問題を見落していた。統一流通証券法は、各州で逐語的に制定されたが、結局その198カ条中の80カ条以上で権限の分裂を生じさせた。

しかし、ルウェリンはその点を見逃さなかった。そして、新売買法だけでなく、商事法典全体を起草する追加の責任を快く引き受けた。ルウェリンは、一部の統一性が不可能なことを理解していた。彼が承知していたのは、つぎのことである。たとえば、売買法は、それを成文化しようとしても統一しえない。なぜなら、売買法は流通証券、担保付き取引、倉庫証券と貨物引換証、そして信用状などとの調整が必要となるからである。

もちろん、ルウェリンは純粋な売買があることを認めたであろう。たとえば、ある者が一袋の食料、雑貨を現金で購入し、それをワゴン車で自宅に運ぶものとする。しかし、この取引は、商法にほとんど関係がない。法律および法律家は普通、より込み入った場面に関与する。

つまり、ある者がワゴン車を購入し、頭金として販売業者に小切手を交付し、残額については約束手形と担保契約書を引き渡す。販売業者はその小切手を自己の取引銀行に預け、約束手形を譲渡し、借入金の見返りとして担保を譲渡する。法律家はただちに現実の、つまり、生きた売買、流通

証券、銀行の取立、そして担保の法律に関係する商取引の場面に投げ込まれる。ワゴン車が外国から輸入される場合は、その取引は信用状、または船荷証券などに関係してくるであろう。一般に込み入った販売、あるいは融資の取決めの不履行から生ずる問題の解決は、必然的に多くのルールの相互作用に左右される。そのため、解決を制定法に委ねる場合は、法律の統合が避けられない。

商事法が統合されることになれば、同法は部分的に統一性を成功させたことになろう。しかし、それ以上は期待できない。包括性の欠如は、常に商事法の致命的弱点であった。商事法制度の欠缺は、同法への愛着になりえたとしても、統一商事法に大きい期待は望みえなかった。

ルウェリンは、この問題に気づいていた。彼は商法が事件の解決を裁判所に認める大きな余地を強調し、このような不備を観察して、つぎのように述べた。判例との関係について正式に認められた方法、つまり、裁判所の活動の実際の活用方法は、裁判所が十のうち八、九の事件の、二から十の正しい選択肢の中から選択することを認めるという内容である⁴⁾。

ルウェリンは、つぎのように理解していた。つまり、誠実に統一商事法典を作成する任務を遂行するには、裁判所による事件解決の余地を抑制し、あるいは少なくとも縮小しなければならないと。この抑制・縮小させるべき余地は、なぜ生じたのか。その余地の存在は、統一商事法だけでは、優先権、体系、そして包括性、つまり真の法典の重要な要素を欠いている事実にかかっていることができる。これによって、その答えは商法の法典化となった。前述のように、ルウェリンは、政治的理由でこの事実を認めることに気が進まなかったものの、彼の答えは商法の法典化であった。

2. 法典の要件

米国の法律家は、大抵、法典化に反対の考えを持ちながら、法典と法律を区別しえないといわれる。ルイジアナにおいては、法律と法典に大きい違

いのあることが知られている⁵⁾。法典とは、法律のすべての範囲で、機先を制し、系統的で、かつ包括的な制定法である。すなわち、法典は、その問題で他の法律に取って代わるという点で、機先を制している。法典は、各部分が、整然とした形態に配置され、一貫した術語で述べられ、それ自体の方法を示し、その方法論を包含しながら連動する、統合した内容から成るという点で、系統的である。法典は、それ自体の政策に従った執行を可能にする上で、すべてを十分に含み、独立しているという点で、包括的である。他方で、単なる法律は、機先を制することも、系統的でも、また包括的でもないので、その手順が法典とは異なっている。

この問題は、つぎのようにまとめうる。法律とは、それがあてはまる限り適用され、それ以上はない立法府の規定である。つまり、正確な法律の文言の範囲内にない事件が起こり、法律制度の隙間、もしくは起草者の予測しない事態が生じた場合に、裁判所は、その法律を忘れて、コモン・ローの原理によって判決を行う方法をとるべきである。その事態が、法律の適用される一般的範囲内にあるとしても、コモン・ローの原理によって判決をなすべきである。法典とは、もっぱらその適用範囲を先取りして、その中にすべての起こりうる問題に対する回答を定めた、立法府の規定である。それゆえ、裁判所が隙間、もしくは予見し難い事態に遭遇した場合、その義務は、推定あるいは類推解釈によって、法律を編纂した方針と矛盾しない解決を判示することになる。法典以前のコモン・ローは、信頼できる法源として使用できない⁶⁾。

別の、二次的な法律と法典の区別を持ち出すことはできない。相当の期間施行されている法律が、一連の裁判官の意見で解釈された場合は、それらの意見自体が法律の一部になる。法律の意味は、法文だけでなく、法文によって判決された事件に関連する法律に求めなければならない。他方で、法典は常に、それが意味することの最善の証拠になり続ける。法典によって判決された事件は、興味深く、説得力があり、的を射ているであろう。

しかし、新しい事件は、判決のために法典本文を参照しなければならない⁷⁾。

これらの点で、統一商事法典は真の法典の基準に適合し、法典と解する見解を支持しうるであろう⁸⁾。この見解は、本来技術的で、多くの論議を必要とする。ここでは、技術的論議のうち、いくつかの重要な点を要約するにとどめたい。近年ドイツの研究者に、カール・ルウェリンが統一商事法典を編纂しようとしたか否かに関心を有する者があるといわれる⁹⁾。

真の法典は、法の重要な内容を取捨し、そのすべてに包括的に対処するので、系統的に構成されねばならない。法典に必要な要件は、つぎのものである。(1) その規定が、論理的に表現されて整合し、選ばれた一貫した術語で述べられること。(2) 競合・抵触するルールを処理しうる方法をとること。(3) すき間を満たすような定め方をすること。そして(4) 安全弁となりうる一般条項が、柔軟性のないルールから生じうる厳格さを軽減するために存在することである。統一商事法典はこれらの要件を満たしている¹⁰⁾。

統一商事法典の定めは、大抵のヨーロッパの法典の体系的方法に従って、すべての問題を細分化し、論理的に関連する条項に分割されている。統一商事法典を通じて、選ばれて一貫した術語を使用し、また第一編は、一般に適用すべき四十六の定義によって生じうる問題を定めた。調整し、服従させるのが法典である。服従によって、競合・抵触するルールは、行使しうる状態となる。

ある意味で、包括性という要件は、大抵の大陸法区域においては、あまり意味がない。なぜなら、法律全体を成文化し、完全性に対する懸念がない場合に、その注意は、調整、従属関係、間隙充填などを通じて、意図された答えに導く、系統的方法を発展させることに集中されるからである。ヨーロッパは、法律の大部分が成文化されていない合衆国と、まったく異なる状況にある。米国の場合、包括性の要件は、真に意味を有する。真の法典は、使用できる法律の内容を取捨しなければならず、補充するだけ

では足りない。統一商事法典は、この要件を満たしている。統一商事法典は、生産者から最終の消費者まで商品の流れを支配する、基本的な法の枠組の構築に必要なルールを定めている¹¹⁾。

統一商事法典は法典と称するのに、十分包含的であるけれども、その適用範囲のすき間が、どのような法典でも生ずるように、出現するに違いない。前に指摘したように、真の法典には、それら間隙を埋める、何らかの系統的方法の規定を置かねばならない。統一商事法典は、この目標をその一番最初の1-103条の定めによって果たしている。この短い条文は、つぎのように定める。

(a) 本法は、その根底にある目的および政策を促進するために、自由に解釈・適用されなければならない。(1) 本法の根底にある目的および政策とは、商取引に適用される法律を単純化・明確化、かつ近代化すること、(2) 慣習、慣行、そして当事者の合意による商業実務の継続的拡大を容認すること、(3) 各法域間の法律を統一させることである¹²⁾。

1-103条は、米国の大抵の法律家には陳腐と思われるけれども、大陸法とその法典の解釈に精通する者は、同条を重要と考える。このことは、つぎのように説明される。すなわち、重要な箇所では、ルウェリン法（統一商事法典）は、英米コモン・ローの法的方法から、それを大陸法の法的方法に代えている。形式的、かつ慎重に定められた置き換えは、アメリカ法の歴史における顕著な進歩を示している。このような発展を示す基本的条文は、1-103条 (a) 項といえよう。

この法文の効果は、統一商事法典が法律の効力を有するだけでなく、それ自体法源になることである。1-103条 (a) 項の明確な文言は、法典の本文が、争いや問題を解決するのに不十分であれば、法典自体を、その根底にある理由、目的、または政策を促進するために、発展させ、あるいは適用しうることを意味する。その条項は、法典の一般的発展過程、もしくは法典の説明に専念する。そのため、その定めは、純粋な解釈、つまり文言

解釈だけで規制しえないものを、類推によって解決可能にする。他の法理論は、このような過程を拡張解釈と考えている¹³⁾。

統一商事法典1-103条の公式の注釈1は、このような見解を追認する。注釈1は、つぎのように述べる。つまり、本法（すべて統一商事法典の意味）は、柔軟性を提供するために作成された。それゆえ、半永久的法律になることを意図し、商業実務を拡大させるため、それ自体の仕組みを定めようとする。本法に組み入れられた法律を、裁判所が予見しえない、新しい状況・実務の観点から、発展させる可能性を予定している。しかし、本法の正しい解釈は、その解釈・適用が商業実務の拡大という理由に限るべきことを要求される¹⁴⁾。

3. 統一商事法典の法典性

これまで、法典説の立場から、統一商事法典はヨーロッパ大陸の法典とていいうと述べてきた。もちろん、統一商事法典がフランス民法典のように、手際よく起草されていないことは認めざるをえない。また、同法典は、フランス民法典の高度に抽象的理論を駆使していない。それでも、同法典が真の法典の形式的要件を満たし、少なくとも法秩序として、法典とみなすべきことを示した。

この点について、統一商事法典が、英米コモン・ローの法的方法の三つの変化の前兆になることを示唆した。法典説の要点は、つぎようになる。すなわち、統一商事法典を解釈する裁判所は、(イ) 法典の間隙を満たすために、法律の範囲外よりも、類推と推定を用いるべきこと、(ロ) 他の法典が、それ自身の判決に際して述べる判断にかなり依存すること、そして、(ハ) 他の法典の判決に、先例として固定した価値を認めないことである。標準的な法典がとる方法は、間隙を満たすために、類推、つまり法律に柔軟性を与え、根底にある理由・目的、そして類似するさまざまな規定の政策を拡張して、立法趣旨を実現するための方法を活用する。また類

推は、政策の競合から時代遅れ、もしくは破棄されたルールや原理を用いる裁判所を誤審から救う。

前述のように、商業事件におけるコモン・ロー方法論の崩壊が指摘されている。その指摘は、つぎのようである。つまり、出版された事件の数が、浜辺の砂粒の数になると、判例法にもとづく制度は、作動せず、機能しえない。商法に統一性と確実性を要求するならば、裁判所は可能な限り、膨大な外部の法の参照を回避すべきである。要するに、裁判所はすぐに1-103条を参照すべきでない。同条は裁判所に対して、統一商事法典の適用されない事件の解決について、同法典の範囲外に出ることを認めるにすぎない。むしろ裁判所は、統一商事法典の認める範囲内にとどまり、類推、もしくは推定という方法によってその結論に到達すべきである。

ルウェリンは類推・推定の解釈方法を、強く望んだものの、それを表明する機会を逸していた¹⁵⁾。ペンシルバニアが最初に統一商事法典の制定を考えていた際に、ルウェリンがフィラデルフィアの弁護士団体で行った講演で、その点が問題とされた。それは、統一売買法の問題点に関する質問に対するルウェリンの回答に表れた。彼は統一売買法の注釈に問題があると答えた。すなわち、統一売買法の各条項は、多くの裁判所が、多様な方法で解釈してきたので、ある条項の意味を説明するために、かなりの事件が存在することである。

判決例を扱う際に、一般に容認された方法、つまり裁判所の日常業務で用いられる方法は、十のうちほぼ八、九の事件について、二から十の正しい選択肢から、裁判所が選ぶことを認める内容である。実際の注釈のもたらず問題の回避方法については、注釈を災害のように回避せよ、と回答したとされる。ルウェリンは、外部の法律に頼るより、類推、もしくは推定の方法によって結論を考え出すようにと回答したであろう。

そして、堅固に確立したアメリカ法の方法が、判例と先例拘束性の原理にもとづいて構築されている中で、どのように類推と推定の使用を要求す

るのか。という質問に対して、ルウェリンは、つぎのように答えたとされる¹⁶⁾。すなわち、統一商事法典は法典であるから、同法典は、コモン・ローの事件を用いて、間隙を埋めるために、アメリカの標準的方法を排除し、それを、それ自体の文言の類推的展開によって間隙を満たす法典の方法に置き換えるのであると。

これについて、ルウェリンが大抵のアメリカの法律家に、法典編纂は不快な響きがある点をよく理解していたことは、前述した。そのため、ルウェリンは、統一商事法典の制定に挑戦していた時も、法典編纂の概念を推奨しようとしなかったのである。また彼は、アメリカで先例拘束性の原理が強く確立しているので、同原理への攻撃は、疑いなく彼の引き受けた計画実現の可能性を損なうことを理解していた。

研究者は後に、ルウェリンが統一商事法典を、ローマ法学者のいう法典にする意図はなかったと述べなかったので、同法典が大陸法の法典でないと主張した。しかし、研究者は実際上の問題を見のがしていた。いずれにしても、私どもは、ルウェリンが注釈を考えた、自らの言葉・著作や、商法学に関する彼の言葉から、提起されたそれら法律のきわめて重要な問題を理解しうる。重要な問題とは、統一商事法典の統一性と確実性という目標達成のため、同法典が回避しなければならない事項である。

4. 解決が困難な事件への対応

ルウェリンは、米国の裁判所が間隙を満たすために類推と推定を用いる考えを受け入れた場合でも、裁判所は解決が困難な事件に対応するために、統一商事法典の範囲を超えることを承知していた。「解決が困難な事件」の表現は、連邦最高裁判官、オリバー・ウェンデル・ホームズ二世に由来する。ホームズは困難な事件のような重要な事件は、悪法になると主張した¹⁷⁾。彼は、重要な事件の意義を明らかにしたが、困難な事件を定義づけなかった。ホームズはこれらの文言を、どのような意味に用いたのか。

ところで、裁判官は本来、二つの義務を負っている。(a) 法律の範囲内にとどまること、および (b) 正しい結論を出すことである。通常これらの義務は、抵触しない。それは、裁判官が (a) 法律の範囲内にとどまっていれば、ほとんどの事件で、彼は (b) 正当な結論を出すと考えられるからである。法律は、立法府の、それゆえ、少なくとも理論的には民主的な世論を表すか、慣習、もしくは、時間と経験の試練を経た裁判所の判決に由来する、ルールを示すものである。しかし、裁判官は誰でも、法律の厳密な適用が不適當な結果になる、解決が困難な事件のことを知っている。

裁判官は、解決が困難な事件の場面において、どの義務を守るべきか、どれに違反するのかを選択しなければならない。裁判官は、(a) 法律に固執して、不適當な結果を出すか、あるいは (b) 法律を捨てて、妥当な結果を出す必要がある。ホームズの見解によれば、大抵の裁判官は、適切な結論を選び、訴訟手続に悪法をもたらす。それは何故であるのか。それは、判決を出すに際し、裁判官が (a) 法律の範囲内にとどまっていると主張したからである。しかし實際上、裁判官は法律を変更・歪曲して、(b) 正しい結論と考えるものを出さねばならなかった。

裁判官は、さまざまな操作によって法律を変更する。具体的には、これまで認められていない例外を設け、ある意味を拡大し、その明らかな意味を歪曲するように、法律の文言を解釈するなどである。少なくとも、商業事件における望ましい結論は、しばしば解決が困難な事件で、契約条項が明白に言及しないことを述べさせるように、契約の文言を反対に解釈して得られる。この方法は、直接当事者間で公正になる一方で、先例拘束性の原理に依存する法制度に悪法をもたらす。なぜなら、この方法は、弁護士を悩ませ、またその後の裁判官を当惑させ、ねじれた法律を後に残すからである。ねじれた法律とは、ルウェリンが用いた表現である。

ルウェリンには別のエピソードがある。ニューヨークの弁護士団体が講演を行った時のことである¹⁸⁾。ルウェリンの講演は、統一商事法典につい

て、売買に関する第二編を強調する内容であった。その際、ある弁護士から質問があった。それは、統一売買法と統一商事法典第二編をどのように比較しているのかというものであった。ルウェリンは直ちに回答して、統一商事法典第二編と比較すると、統一売買法はひねくれた小人であると述べた。つまり、統一売買法の大きい問題は、その意味と目的が、いびつにねじれ、その真の意味が、注釈を構成する判例に歪められていた。一部の注釈は、解決が困難な事件から生じたものであったため、有害であった。

このように、統一売買法は、その膨大な注釈の宝庫によって曲解されるようになった。その一部は、ホームズの述べる意味における悪法となっていた。統一売買法は、ルウェリンのいうひねくれた小人であった。統一売買法は、統一商事法典が定める売買に関する巨大なルウェリンの作品と比較すると、小さく思われたからである。ルウェリンはそれを、ひねくれた小人と表現した。

解決の困難な事件において、裁判所が歪曲の侵害に関与しないようするには、どのように審理すべきか。ルウェリンの答えは、民法を根拠とする高度な規定の適用であった。たとえば、高度な規定は、理論上民法典の一部を構成していると主張される。すなわち、包括的法典化は、新しい事態への適合と、社会の道徳的価値を表明する裁判所の解釈を認める、広範囲で一般的な条項がなければ、推進しえないとされる¹⁹⁾。統一商事法典は、多数の高度な規定を包含している。これは、同法典がヨーロッパ大陸法上の真の法典と解する法典説を裏付けている。

ここで、高度な規定と、ルウェリンの意図したその適用方法に言及しておこう。統一商事法典の高度な規定は、2-302条である。2-302条は、ルイジアナが採択しなかった唯一の章、売買の章に置かれている。しかし、同条は積極的に活用すべきであろう。なぜなら2-302条は、解決困難な事件の問題に着手する方法を示しているからである。

2-302条は、つぎのように定めている。すなわち、裁判所は、法律の問

題として、契約、または契約の条項が、契約締結の時点で、非良心的であると認めるときは、その契約を強行するのを拒みうるか、もしくは非良心的条項のない契約の残余部分を強行するか、あるいは非良心的な結果を避けるために、非良心的条項の適用を制限することができる²⁰⁾。この条項は、とくに非良心的という文言を定義づけていない。

2-302条は何を意味するのか。公式の注釈は、その意味をつぎのように解説する。すなわち、2-302条の意図は、裁判所が非良心的と認める契約、もしくは条項を防ぐために、明確な規制をなしうることにある。従来このような規制は、文言の反対解釈、申込・承諾ルール²⁰⁾の操作、もしくは条項が公序良俗、優勢な契約目的に反するという判決によってなされてきた。本条は、裁判所が、契約の非良心性、もしくはその中の特定の条項に直接判決を下し、あるいは、契約の非良心性に関する法律に判決を下すことを認める趣旨である²¹⁾。

それゆえ、公式の注釈は、つぎのことを裁判所に委託する。すなわち、統一商事法典の規定を操作すべきでない、あるいは、解決が困難な事件で望ましい結論を出すために、契約の文言を不利に解釈しないことである。なぜなら、これらの方法は、法律を歪曲し、もしくは、裁判所の意図を法律によって有害にして、悪法へ向かわせるからである。解決が困難な事件については、統一商事法典と契約を公正に解釈するか、非良心性という安全弁によって妥当な結論を出すべきである。

非良心性について、統一商事法典理論の研究者は、非良心的の文言が定義されていない事実に、非難を集中させた。これに対して、同条の支持者が公式の注釈に言及して反論する場合、研究者は時々つぎのように応酬する。すなわち、ルウェリンは、統一商事法典の注釈の見解をほとんど軽視していたので、彼を注釈を根拠に擁護することは不適當であると。しかし、このような反論は、いくつかの問題を見落としている。ルウェリンは、裁判所に変化を促すルールをもたらず注釈に反対した。変化を促すルールと

は、関連する注釈の条項に見られるルールに代わる、望ましいルールをいう。

ルウェリンの最初の選択は、疑いなく注釈のない法典であったものの、彼はとくに統一商事法典が注釈を備えることに反対しなかった。ただし、統一商事法典の条項を注釈で言い換えることを嫌悪していたといわれる²²⁾。ルウェリンはとくに、法典の条項を解釈する別の方法を裁判所に提供する注釈を望まなかった。彼は本来注釈をつけることを嫌ったけれども、法学は統一商事法典のもとで発展すると理解しており、同法典をある点で統一性を達成するために利用しようと考えた。

これを統一商事法典²³⁾の最初の主要な条項、1-103条について述べておこう。1-103条は、(1) 本法は、その根底にある目的、もしくは政策を促進するように、自由に解釈・適用されねばならない。(2) 本法の根底にある目的、もしくは政策は、(c) さまざまな法域の法を統一することにあると定める。このような法典の指示を実行しうるのは、とくに審理する問題が先例のない事項である場合に、裁判所が他の法典の判決にのみ依存し、説得力があることを理由に、他州の法に関する従来の見解を放棄する場合のみである。

たとえば、大抵の州が、統一商事法典の特定の条項を確定した方法で解釈しているものとする。この問題は、先例のない事項として各州で生じてくる。1-103条は裁判官に対して、他州の法に従うよう指示しているといえよう。立法府は、裁判所が統一商事法典を、その根底にある目的を達成するように解釈することを命じた。裁判所は先例のない事件で、独自の解釈を主張し、他州の判例を無視する場合に、命じられている一律の結果にどのように到達するのか。先例拘束の理論を強制しているすれば、少なくともその解釈方法によるべきである。これによって、所定の法の目標、つまり他州との結果の統一が可能となるのである。

5. 法典説の効果

アメリカの裁判所は概して、統一商事法典について法律説を支持し、同法典を法律のように解釈する。各条項に関する学説理論も、法律の複合物の一部となる。他方で、法律説に反対する根拠は、1-103条の定めである。法典説は、同条を統一商事法典の先取り条項と考える。1-103条 (b) 項はつぎのように定める。本法の特別の規定が排除しない限り、商慣習法は、本法の規定を補足する²⁴⁾。法律と法典は、正確な答えを必要とする厳密な問題にあまり遭遇しない。もちろん、大抵の商業事件は、統一商事法典の一つまたは複数の条項に容易に適合する。そのため、裁判所は概して、それらの事件に対応するため、統一商事法典の範囲を超える必要性を認めることなく、法典の条項を引用して解決してきた。

この方法は、大抵の場面で、哲学的な熟慮の結果ではなく、直観的に用いられるようである。しかし、その取引は、統一商事法典の範囲内に納まるものの、どの条項も適用しえない事件が多く存在する。この場合、かなり重要な問題は、その事件を統一商事法典、あるいはコモン・ローで解決するかである。この問題について、裁判所は分類されている。その分類は、裁判所に審理されるような事件、あるいは議論される方法に依存して、管轄権に沿うのではなく、各法域内で見られる傾向がある。

きわめて著名な規定は、解決が困難な事件を扱うのに多少成功した。しかし、多くのアメリカの弁護士と裁判所は、それらの目的を理解していなかった。彼らはそれらの規定を、基準よりもルールのように考えている。とくにヨーロッパのローマ法学者は、ルールと基準をはっきり区別するのに対し、コモン・ローの伝統を重視する法律家にこの区別は普及していない。

ルールは、申込は契約成立のために受領されねばならないのように、具体的に述べられた法律の要求である。他方の基準は、人は他人の費用で不

当に利益を得てはならないように、原理の大まかな記述である。基準は、それ自体強制力を有しない。基準は、法律のほとんどの中身を作りだす、特定のルールに対する関係のみによって、その内容やその範囲を獲得する。非良心性の概念は、基準になることを意図した。非良心性の概念は、肯定的、もしくは否定的に用いられる、明確で具体的な法律の要求という意味で、ルールになることを意図しなかった。たとえば、法律の要求は、消費者を保護する手段、あるいは大企業の規模縮小の手段のように、肯定的、もしくは否定的に用いられる。

これまで述べてきたように、非良心性の概念は、困難な事件の問題解決のために用いられる、安全弁である。ところが、一部の裁判所は、その優勢な交渉力を理由に、不公平な契約への裁判所の介入を認めて、基準をルールとして用いた。非良心性を理由に、不公平な契約を無効とするために、その真の意味を全くゆがめている。

統一商事法典の指示は、多くの場合ほとんど無視されたと思われる。なぜなら、その指示は、強く主張されなかったからである。この場合、裁判所は、自らの判決について、かなり他州の判決に依存すべきである。一方で、統一商事法典は、法典として、裁判所がこれまでより恒久的な先例価値のない、自らの判決を行うよう指図する。他方で、同法典は逆に、裁判所が他州の法典の判決にかなり依存するように定めている。

にもかかわらず、弁護士が活発に議論すれば、裁判所は、統一商事法典1-103条の強制力を認めることができる。このことは、国内のかなりの範囲で生じた。有益な地域の事例が存在する²⁵⁾。ルイジアナ最高裁は、同州で先例のない、1995年改正前統一商事法典5-114条(2)項が定めていた、取引における詐欺の解釈に関する事件で判決を出した。これは、他州で判決される関連事件の審理が、米国の商法を調和させる、現行の法典1-103条(a)項(3)号の趣旨によって刺激された事件である。ところが、ルイジアナで統一商事法典1-103条は、十年以上効力を有していたものの、ク

ロムウェル事件が初めての適用事例であった。この十年間に、多くの先例のない事件が、ルイジアナの裁判所で、法典1-103条によって審理されねばならなかった。しかし他州は、相当の期間統一商事法典を施行し、同法典によって多くの事件に判決を下した。

むすび

統一商事法典を法典と解する法典説は、裁判所や弁護士にほとんど影響を与えていない。その代わりに、法典説を支持もしくは批判する、法学教授と他の研究者による論文が見られる²⁶⁾。他方で、法典説に反対する法律説も、依然有力に主張される²⁷⁾。このように、法典説の学問的刺激は、わずかなものにとどまり、裁判所が概して統一商事法典の解釈方法に採用しなかった事実からすれば、十分とはいえない。しかし、統一商事法典は法典であれば、その範囲内で、同法典による従来判決を退ける能力を備えている。統一商事法典は、再出発する能力を有している。この点について、法典を嫌悪するコモン・ローの法律家は、法典の備える能力を過小評価すべきでない。

米國商法の古くからの夢、つまり統一性と確實性は、実現したというるか。商業界の要求は、平等に、かつ公正な予測可能性をもって機能する、有益なルールとなるべき法律に対して、控え目であった。この夢は、州法によって果たしうることが約束された。ルウェリンは、その達成方法を示したものの、彼の方法は、これまであまり支持を獲得したとはいえない。統一商事法典について、裁判官が法典説を理解し、支持しうるならば、彼らは諸州のために、商法という重要な法分野を救済しうる。裁判官がこの任務を怠っていれば、再び連邦政府に救済を求めざるをえないのは明白であろう。

注

- 1) See S. WILLISTON, THE UNIFORM PARTNERSHIP ACT WITH SOME REMARKS ON OTHER UNIFORM LAWS, ADDRESS BEFORE THE LAW ASSOCIATION OF PHILADELPHIA (1915).
- 2) See Gilmore, *Legal Realism: Its Cause and Cure*, 70 YALE L. J. 1037, 1041 (1961).
- 3) W. SCHNADER, in HANDBOOK OF THE NATIONAL CONFERENCE OF COMMISSIONERS ON UNIFORM STATE LAWS AND PROCEEDINGS 58 (1940). シュネイダーはこの言葉によって、統一商事法典の父と称されるようになった。
- 4) See K. LLEWELLYN, COMMERCIAL TRANSACTIONS 17 (1946).
- 5) ルイジアナの法的事情については、拙稿・米国深南部の流通証券法「現代企業法の理論と実務（高窪還暦記念論文集）」（平成5）289頁以下参照。
- 6) See Hawkland, *The Uniform Commercial Code and the Civil Codes*, 56 LA. L. REV. 231, 236 (1995).
- 7) See Gilmore, *supra* note 2, at 1043.
- 8) 本稿においては、統一商事法典を法典と解する見解を法典説、単なる法律にすぎないとする考え方を法律説と称することにする。
- 9) See Buxbaum, *Is the Uniform Commercial Code a Code?*, in RECHTSREALISMUS, MULTIKULTURELLE GESELLSCHAFT UND HANDELSRECHT 197, 220 (1994). 統一商事法典をヨーロッパ大陸法の法典と考える法典説を主張するのは、バクスボーム教授である。ただし彼は、統一商事法典をアメリカの基準の範囲内という条件のもとで、法典と解している。すなわち、ルウェリンの考え方が当時正しかったとすれば、統一商事法典は確かに、アメリカの基準の範囲内で法典になりうるとする。
- 10) See Hawkland, *supra* note 6, at 237.
- 11) See Buxbaum, *supra* note 9, at 214-15.
- 12) U.C.C. § 1-103 (2005).
- 13) See Franklin, *On the Legal Method of the Uniform Commercial Code*, 16 LAW & CONTEMP. PROB. 330, 333 (1951).
- 14) See U.C.C. § 1-103 cmt. 1 (2005).
- 15) See Hawkland, *supra* note 6, at 239.
- 16) See *id.* at 240.
- 17) Northern Securities Co. v. United States, 193 U.S. 197, 400, 24 S. Ct. 436, 468 (1904). 本稿では、本件をノーザン証券事件と称することにする。解決が困難な重要な事件は悪法になるという著名な見解は、ホームズがノーザン証券事件判決の反対意見で述べたものである。

- 18) このエピソードは、Hawkland, *supra* note 6, at 341による。
- 19) See R. SCHLESINGER, MORAL AND IDEOLOGICAL ELEMENTS IN THE PRINCIPAL CODES, CASES ON COMPARATIVE LAW 307-50 (1950).
- 20) U.C.C. § 2-302 (1) (2005).
- 21) U.C.C. § 2-302 cmt. 1 (2005).
- 22) See Hawkland, *supra* note 6, at 244.
- 23) 統一商事法典はルウェリン法と称されることがある。このように呼んだのは、ミッチェル・フランクリンである。彼がルウェリン法と称する根拠にあげた規定は、現行1-103条である。
- 24) U.C.C. § 1-103 (b) (2005).
- 25) *Cromwell v. Commerce & Energy Bank*, 464 So. 2d 721 (La. 1985). 本稿では、本件をクロムウエル事件と称することにする。
- 26) ルイジアナにおいては、法典編纂に関するハーマン (Herman, *Llewellyn the Civilian: Speculations on the Contribution of Continental Experience to the UCC*, 56 TUL. L. REV. 1125 (1982)) と、前述したフランクリン (Franklin, *supra* note 13) の論文は、統一商事法典を法典と結論づける法典説に到達した。そして、以前に言及したドイツのバクスボーム (Buxbaum, *supra* note 9) も、法典説を支持する。
- 27) 統一商事法典を法律と解する法律説に到達したのは、クリプキ (Kripke, *Principles Underlying the Drafting of the U.C.C.*, 1962 U. ILL. L. F ORUM 321) とゲディド (Gedid, *U.C.C. Methodology: Taking a Realistic Look at the Code*, 29 WM. & MARY L. REV. 341 (1988)) である。